

「地方税における QR コード規格に係る検討会」（第 1 回、第 2 回）の
資料等の公表について

令和 3 年 6 月 9 日
一般社団法人全国銀行協会

今般、「地方税における QR コード規格に係る検討会（事務局：総務省および当協会）」の第 1 回、第 2 回会合の資料および議事概要を当協会ウェブページ (<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/qrcode/>) に公表いたしましたので、ご連絡いたします。

今月末を目途に本件 QR コード規格の取りまとめを行うべく検討が進んでおり、この点、本年 6 月 1 日、内閣府規制改革推進会議決定の「規制改革推進に関する答申」においても言及されております¹。

地方団体においては、総務省からの事務連絡²を受けて、令和 5 年度課税分から本件 QR コードを活用する方針のもと、検討が進捗しておりますので、会員各行におかれましても、必要な対応についてご検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

以 上

¹ 内閣府ウェブサイト (<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20210601/agenda.html>) 参照。答申 32 頁「(3)金融分野における規制改革」「ア 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組」に次のとおり記載されている。

一 総務省は、金融機関・地方公共団体等からなる検討会を開催し、地方税用 QR コードの統一規格を取りまとめ、令和 3 年上期に公表する。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和 5 年度課税分から地方税用 QR コードの活用を開始できるよう措置する。

² 令和 3 年 5 月 13 日付「総務省『地方税における統一規格 QR コードの活用に向けた検討について』のご送付について」の別添を参照。